

令和2年〇月〇日
三重県医療保健部
地域医療推進課

三重DMA T派遣要請の考え方（案）

1. はじめに

この考え方は、三重DMA T運営要綱（以下「DMA T運営要綱」という。）及び三重DMA T運営計画（以下「DMA T運営計画」という。）に基づき実施する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣に関して、派遣要請等に係る具体的な手順等を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、局所災害（交通災害や爆発、崩壊など限られた範囲で発生した災害をいう。）においての対応は、特にDMA T派遣要請と医療機関における傷病者の受入れ対応が密接に関わるため、この考え方を定めることとする。

2. DMA Tの概要

地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故といった災害の急性期に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療チームのこと。

3. 三重DMA T指定病院一覧（R1. 9. 13現在）

医療機関名	災害医療圏	チーム数
三重北医療センターいなべ総合病院	桑名	1
県立総合医療センター	四日市	4
市立四日市病院	四日市	2
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿	2
三重大学医学部附属病院	津	3
三重中央医療センター	津	3
上野総合市民病院	伊賀	1
名張市立病院	伊賀	2
松阪市民病院	松阪	3
済生会松阪総合病院	松阪	3
松阪中央総合病院	松阪	2
伊勢赤十字病院	南勢志摩	5
市立伊勢総合病院	南勢志摩	1
県立志摩病院	南勢志摩	2
尾鷲総合病院	紀北	1
紀南病院	紀南	1

4. 三重DMA Tの待機及び派遣要請基準 (DMA T運営要綱を要約)

[1] 待機要請

知事は、自然災害又は人為災害が発生し、医療の支援が必要な可能性がある場合は、指定病院に三重DMA Tの待機を要請する。

但し、次の場合は知事からの待機要請を待たずに、指定病院の長は三重DMA Tを待機させる。(自動待機)

- ①三重県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- ②東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- ③三重県外で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ④津波警報(大津波: 3m以上)が発表された場合
- ⑤国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- ⑥その他、指定病院が三重DMA Tの待機を要すると判断した場合

[2] 派遣要請

知事は、下記の派遣基準に照らし、三重DMA Tを派遣することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMA Tの派遣を要請する。

【派遣基準】

(1) 三重県内において、以下の災害が見込まれる場合

- ①震度6弱以上の地震又は死者数が2人以上若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害
- ②南海トラフ地震

(2) 県内における災害被災者の救出に時間が要する等、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

(3) 国あるいは他都道府県から三重DMA Tの派遣要請があった場合

5. 三重DMA Tの派遣要請の具体的手順

(1) 三重DMA Tの待機要請

①県は、前記「4 [1] 待機要請」基準に照らし、DMA Tの待機が必要と判断した場合、EMISまたは電話によりDMA T指定病院に待機要請を行う。

但し、自動待機基準に該当する場合は、県からの連絡を待たずに待機する。

※なお、大規模な事故の発生など局所災害時には、一部のDMA T指定病院のみ待機要請を行うこともある。

[待機の方法]

- ・ DMA T隊員は、待機の必要があるときは、原則として所属するDMA T指定病院に参集する。但し、DMA T指定病院の長がその必要がないと認めたときは、自宅待機とすることができますが、必要に応じ直ちに参集できる体制をとる。

- ②県は、EMISを「警戒(災害)モード」に切り替える。
- ③DMA T指定病院は待機状況についてEMISへ入力する。

(2) 三重DMA Tの派遣要請

< A. 県内外大規模災害発生時 >

- ・県は、前記「4 [2] 派遣要請」基準に照らし、三重DMA T・SCU連絡協議会会長と調整のうえ、DMA Tの派遣が必要と判断した場合、電話またはEMISによりDMA T指定病院に派遣要請を行うとともに、「DMA T三重県調整本部」を設置する。
- ・県からの派遣要請は、原則として、下記の順に行う。但し、DMA Tの待機状況や被災地域を勘案し柔軟に対応する。

【三重DMA T派遣順（案）】

派遣順	医療機関名	チーム数	備考
1	県立総合医療センター	4	基幹・救命救急センター
2	伊勢赤十字病院	5	救命救急センター
3	三重大学医学部附属病院	3	救命救急センター
4	市立四日市病院	2	救命救急センター
5	三重中央医療センター	3	
6	松阪市民病院	3	
7	済生会松阪総合病院	3	
8	鈴鹿中央総合病院	2	
9	松阪中央総合病院	2	
10	名張市立病院	2	
11	県立志摩病院	2	
12	三重北医療センターいなべ総合病院	1	
13	上野総合市民病院	1	
14	市立伊勢総合病院	1	
15	尾鷲総合病院	1	
16	紀南病院	1	

※各病院から1チームずつの派遣を基本とする。

<B. 県内局所災害発生時>

県内で局所災害が発生した場合には、初動期の迅速な対応が特に求められる。

[局所災害の特徴]

- ・災害現場以外に被害はない。(電話やFAX等の各種通信機能、医療機関における診療機能が十分活用できる。)
- ・広域災害時のように一定の情報収集を経て派遣すべき地域等を選定する必要がない分、DMATの派遣依頼に直ちに応えられる。
- ・災害現場からの情報提供がないとDMATの派遣要請の要否判断が難しい場合がある。

① 局所災害発生通報の判断基準 (消防本部)

交通災害や土砂災害などに起因して、多数(目安として15名以上)の傷病者の発生が見込まれる場合であって、以下の(i)～(iii)の状況を加味し、局所災害として対応が必要と判断した場合に、最寄りの3病院(県立総合医療センター・三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院)(以下、「3病院」という。)に局所災害発生の通報を行う。

(i) 救急搬送活動状況

管内の救急車の保有・活動状況及び近隣の消防機関の状況を踏まえ、通常の救急搬送体制では対応できない状況。

(ii) 医療機関の受け入れ状況

多数の傷病者が同時に発生したため、通常の救急患者受け入れ要請では、地域の医療機関における受け入れが困難な状況。

(iii) 災害現場での医療活動の必要性

(i)搬送、(ii)受入体制での対応の限度を超え、災害現場に傷病者が長時間待機する必要がある場合や土砂や車内で閉じ込められ救出までに時間を要する場合など、災害現場にて応急的な医療処置が必要な状況。

- ・通報先については、別表1を参考にする。
- ・通報にあたっては、局所災害発生事案の通報と分かるよう別表2の文言を参考にしてMETHANE reportに従い通報する。
- ・3病院への通報は、別表3の連絡先に行う。

※局所災害対応の流れは、別紙1-1、別紙1-2の県内局所災害発生対応フロー図のとおりとする。

② 局所災害発生通報を受けた医療機関の対応 (3病院)

局所災害発生通報を受けた3病院の担当医師は、局所災害としての対応が必要と判断した場合は、病院長等への報告を行ったうえで、局所災害を宣言し、災害時の体制をとる。局所災害としての対応が不要と判断した場合は、通常の各地域における救急

医療提供体制に従うものとする。

※局所災害としての対応が必要と判断した場合は、他の2病院に連絡する。なお、局所災害の当否を判断するのが困難な場合は、他の2病院と相談することができる。

自院のみで対応可能であり、自院からDMA Tを派遣する場合は、速やかにDMA Tを派遣する旨を県に報告し承認を得る。

また、自院のみでは対応困難で近隣の救急医療機関や災害拠点病院による受け入れやDMA T派遣が必要と判断した場合は、以下の対応を行う。

上記(iii)が該当する場合

- 周辺地域の二次輪番病院（DMA T指定病院を含む。）に対して、局所災害が発生しているため、積極的な患者受け入れを要請するよう、県に依頼する。（連絡先は別表4のとおり）

上記(i)または(ii)に該当する状況であって、DMA T派遣が必要と判断した場合

- 自院DMA Tを迅速に派遣可能な場合は、先遣隊として派遣する。

※県からの派遣要請前でも可能とする

- 県にDMA T待機要請を依頼する。（連絡先は別表4のとおり）

- 県内DMA T登録者の待機状況をもとに、災害現場派遣調整を行う。

※調整にあたっては、EMSの登録状況をもとにした調整を基本としつつ、必要に応じて直接電話等により調整を行う。

- DMA Tの派遣が決まり次第、DMA Tを派遣する旨、通報のあった消防本部に連絡を行う。（DMA Tを派遣する病院名も合わせて報告）

(3) 依頼を受けた県庁の対応（県地域医療推進課）

上記(iii)が該当する場合

- 医療ネットみえの一斉通報機能（FAX及びメール）により周辺地域の二次輪番病院（DMA T指定病院を含む。）に対して積極的な患者受入要請を行うとともに、搬送受入れ可能患者数を医療ネットみえに入力するよう要請する。

※消防機関は、入力された搬送受入れ可能患者数の情報をもとに搬送先を検討・選定する。

上記(i)または(ii)に該当する状況であって、DMA T派遣が必要と判断した場合

- EMSを警戒（災害）モードに切り替えるとともに、県内DMA T登録者に対して待機要請を行う。

※待機要請について、県内DMA Tに対してはEMSの一斉通報機能（メール）により、各DMA T指定病院に対しては医療ネットみえの一斉通報機能（FAX及びメール）により要請する。

- 三重DMA T・SCU連絡協議会会長に連絡する。

(4) DMA Tを派遣する医療機関の対応（三重DMA T指定病院）

DMA T待機要請を受けたDMA T指定病院は、病院長等への報告を行ったうえで、災害時の体制をとるとともに、DMA T待機情報をEMSに登録する。

3病院と調整のうえ、DMA Tを派遣するDMA T指定病院は、必要に応じて、派遣するDMA Tの情報等について消防本部と連絡・調整を行うとともに、DMA Tを派遣する旨を速やかに県に報告し承認を得る。

⑤ 積極的な患者受入要請を受けた医療機関の対応（二次輪番病院）

積極的な患者受入要請を受けた二次輪番病院（DMA T指定病院を含む。）は、医療ネットみえに搬送受入れ可能患者数を入力するとともに、局所災害対応として患者の受入れに努める。

⑥ 局所災害対応後における対応（関係機関）

局所災害時におけるDMA T派遣事例があった場合は、三重DMA T活動要領策定作業部会を開催し、関係機関により事後に検証を行う。

6. 連絡先

DMA T指定病院と県は、DMA Tの派遣要請や情報共有を迅速・的確に行うため、別紙2のとおり連絡先を共有する。なお、電話による派遣（待機）要請は原則として別紙2の連絡先に行う。

別表1 局所災害発生通報【消防本部⇒最寄りの3病院】

消防本部名	通報先順		
	①	②	③
桑名市消防本部			
四日市市消防本部			
菰野町消防本部	県立総合医療センター	三重大学医学部附属病院	伊勢赤十字病院
鈴鹿市消防本部			
亀山市消防本部			
津市消防本部	三重大学医学部附属病院	県立総合医療センター	伊勢赤十字病院
松阪地区広域消防組合 消防本部			
伊賀市消防本部	三重大学医学部附属病院	伊勢赤十字病院	県立総合医療センター
名張市消防本部			
伊勢市消防本部			
鳥羽市消防本部			
志摩広域消防組合 消防本部			
紀勢地区広域消防組合 消防本部	伊勢赤十字病院	三重大学医学部附属病院	県立総合医療センター
三重紀北消防組合 消防本部			
熊野市消防本部			

※本表は、消防本部から最寄りの3病院（県立総合医療センター・三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院）への局所災害発生通報をする際の通報先の参考です。

※被災地の場所や災害状況を勘案して柔軟に対応する必要があります。

別表2 局所災害発生通報時の文言例

〇〇消防本部の××です。局所災害発生の通報です。(医師につないでください。)

場所は◇◇で、□□時□□分に大型バスの転落事故があり、現在、負傷者◆◆名程度出ており、重症度については現時点では不明です。

現場にはオイル漏れがあり、車両火災の恐れがあります。

アクセスは、△△からで、▼▼は通行不能です。

現在、警察の交通規制の下、救助隊●●隊、救急隊■■隊が対応中。

【参考】METHANE report

Major incident	名乗り、災害宣言
Exact location	正確な発生場所・座標
Type of incident	災害の種別
Hazard	現場活動における危険性
Access	現場までの経路・手段
Number of casualties	負傷者数、重症度
Emergency services	緊急対応機関の現況と今後の必要性

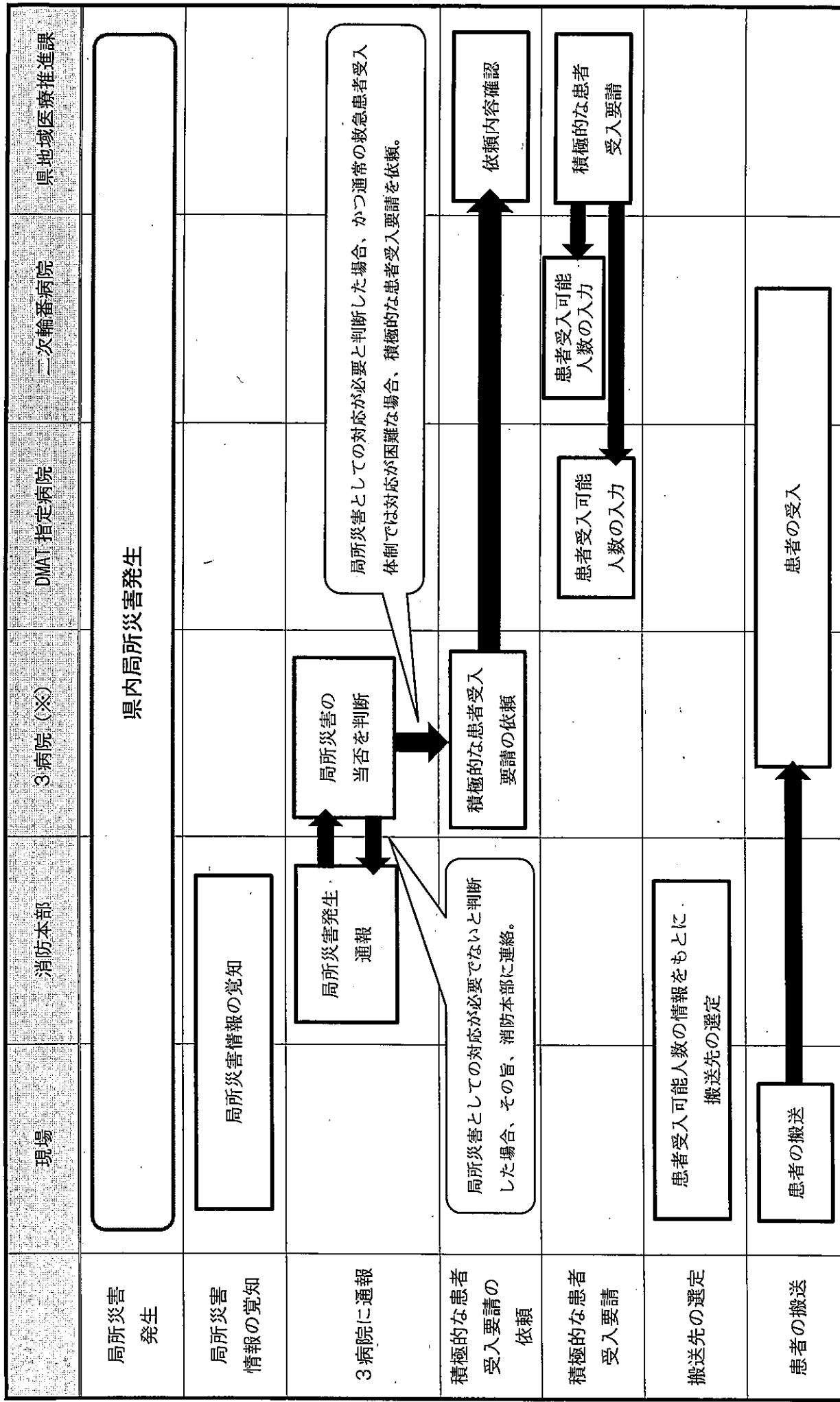
別表3 局所災害発生通報時の3病院の連絡先

県立総合医療センター	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
三重大学医学部附属病院	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
伊勢赤十字病院	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

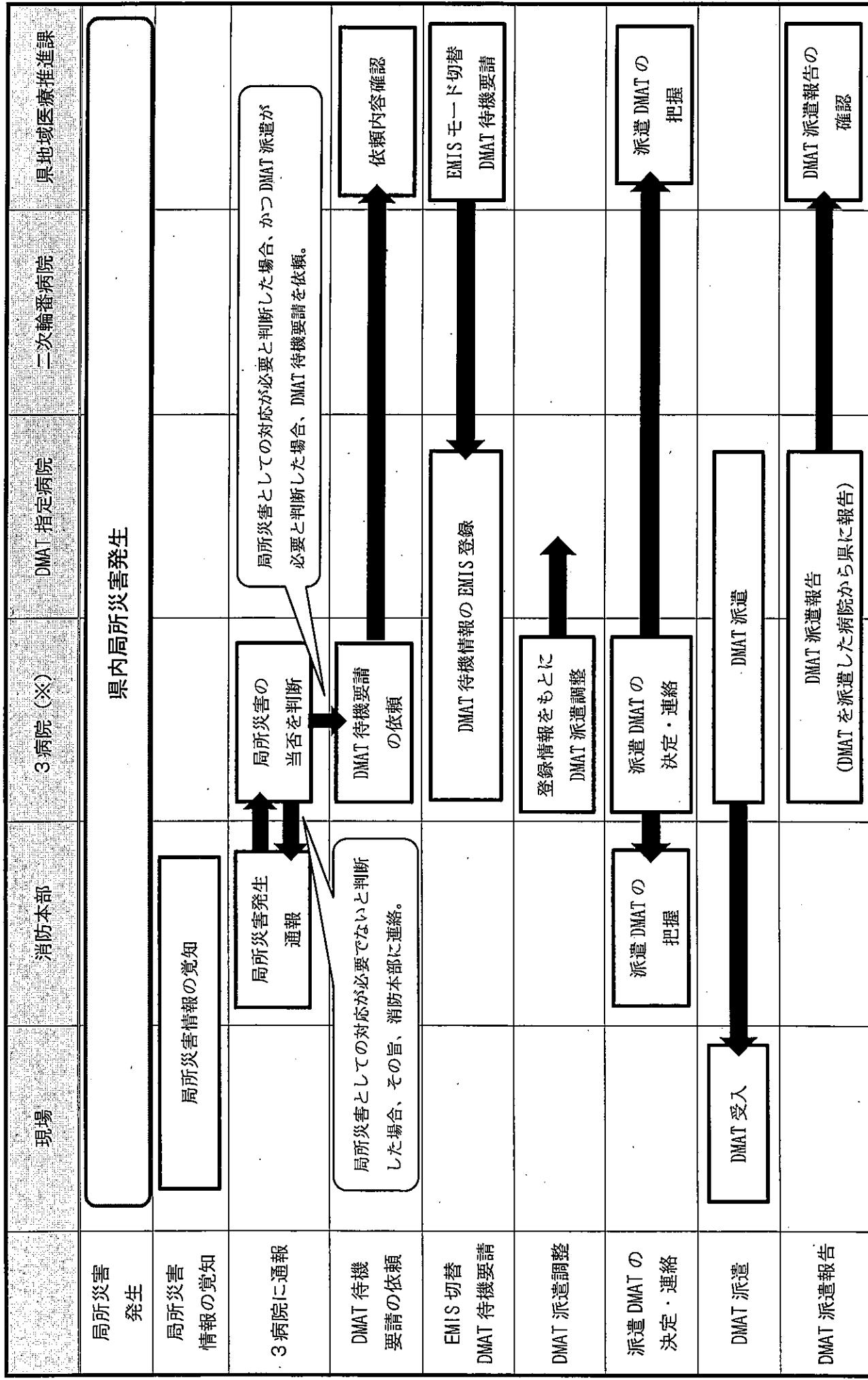
別表4 県地域医療推進課への連絡先

	平日	休日夜間
県地域医療推進課	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別紙1－1 県内局所災害発生フロー図【救急患者受け入れ体制】



別紙1－2 県内局所災害発生フロー図【DMAT派遣】



別紙2

☆ DMAT 指定病院連絡先

この連絡先は、災害時ににおけるDMAT 指定病院と県とのDMAT の派遣要請や情報共有を迅速・的確に行うことの目的として共有するものであり、その他の目的で使用しないこと。また、個人情報（携帯電話番号）を含むことから、管理・取り扱いについては十分に注意すること。

指定病院名等	第1 連絡先		第2 連絡先	
	名前	携帯電話番号	名前	携帯電話番号
いなべ総合病院	〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	△△ △△	△△△△-△△△△-△△△△△
県立総合医療センター				
市立四日市病院				
鈴鹿中央総合病院				
三重大学医学部附属病院				
三重中央医療センター				
上野総合市民病院				
名張市立病院				
松阪市民病院				
済生会松阪総合病院				
松阪中央総合病院				
伊勢赤十字病院				
市立伊勢総合病院				
県立志摩病院				
尾鷲総合病院				
紀南病院				
三重県地域医療推進課				